福岡看護医療予備校　申込規定

福岡看護医療予備校の通信講座・双方向映像授業・商品をお申し込みの方は、申込時にこの福岡看護医療予備校申込規定（以下「本規定」という。）をご理解・ご了承の上、これを各自大切に保管し、遵守して下さい。

第１条　【適用範囲】

福岡看護医療予備校：エムライン合同会社（以下「当社」という。）が実施又は販売する双方向映像授業（リアルタイム授業を以下「授業」という。）通信講座（収録した映像講義をインターネット配信するWeb 通信講座等を以下「通信講座」といい、また、双方向映像授業と通信講座をあわせて以下「講座」という。）、並びに当社が販売する講座以外の書籍・レジュメ等の商品の申込については、本規定により取り扱います。
本規定に定めなきものについては、各種パンフレット・Web サイト等の定めによるものとします。

第２条　【受講契約の成立】

A）講座の受講契約の成立時期は次のとおりとなります。したがって、講座申込の前に、金融機関、等を通じて受講料を支払った段階、あるいは、電話やインターネットで注文した段階では受講契約は成立しません。

〔原則〕
お客様の受講申込手続が完了し、金融機関等で受講料を支払った段階及び、当社がお客様に対して受講ＩＤ・受講ＰＡＳＳを発行若しくは発送したとき、又は、当社がお客様に対して通信講座の教材を発送したときの何れか早い時点。
〔例外〕
Web 通信講座であって教材の発送を伴わない講座について、ＣＡＮＯＷ（以下、当社が提供する Web 受講システムをいう。）上のお客様の講座登録（講座追加）画面上に、当社が講座を表示した時、又は、お客様がＣＡＮＯＷを利用可能となるように、当社が、システムを設定した時。

講座申込書の記載の不備・誤記、講座申込書又は本規定についての不知・誤解釈があったとしても、これによる不利益については、当社は責任を負いかねます。

第３条　【解約・返金等】

A　本条で使用する用語の定義は次のとおりとします。

I.　「受領済受講料」とは、当社がお客様から実際に受領した金銭の額をいいます。当社が複数の講座を一括して価格を設定したコースまたはパック講座については、当該コースまたはパック講座全体の受領済受講料を基準とし、それ以外の講座については、当該講座ごとの受領済受講料を基準とします。

II.　「講座開始」または「利用開始」とは、以下のものをいいます。

①　**＜双方向映像授業の場合＞**
お客様が実際に受講したか否かにかかわらず、当社が講義の初回を実施したことをもって「講座開始」とします。

② **＜インターネット等の回線を通じて配信する講座（ＣＡＮＯＷ等。以下、「Web 講座」という。）の場合＞**

1. 教材提供を伴わない講座においては、お客様が実際に受講したか否かにかかわらず、当社がWeb 講座の全部または一部を配信することが可能になった時（以下、「講義配信済」という。）をもって「講座開始」とします。

2. 教材提供を伴う講座においては、お客様が実際に受講したか否かにかかわらず、お客様が受講可能になった時点をもって、「講座開始」とします。

B　受講申込後、お客様において下記の事由が発生した場合、お客様は当社に対して、受講契約の取消・解約及び返金請求等のお申し入れをすることができます。なお、基本受講形態（単独で受講申込が可能であり、かつ、当該受講申込により、講座を受講し、教材の提供を受けることが可能となる、当社が講座の核として設定した受講形態をいう。以下同じ。）に付随して、追加受講形態（有償・無償を問わず、基本受講形態の受講申込をしたお客様に限り基本受講形態に追加して申し込むことが可能な、当社が講座のオプションとして設定した受講形態をいう。以下同じ。）のご利用を申し込んだ場合、基本受講形態に係る受講契約の取消・解約は、当然に追加受講形態に係る受講契約の取消・解約を伴うものとし、追加受講形態に係る受講契約のみを存続させることはできません。また、取消・解約のお申し入れの際には、次の各号に定める書面の提出が必要となります。

I.　お客様ご本人様が死亡した場合
・福岡看護医療予備校所定の解約等申入書、及びご本人様の相続人であることを証明する書面
（被相続人の除籍謄本若しくは抄本、並びに相続人全員の戸籍謄本若しくは抄本及び同意書）

II.　お客様ご本人様について、重大な心身の疾病、妊娠、勤務先の倒産、就職・転職、異動・転勤、留学、資格試験等の合格、家族の介護、青年海外協力隊・ボランティア等の社会奉仕活動、受験資格がないことが判明した場合等により、受講することが不能又は著しく困難、或いは不必要になった場合
・福岡看護医療予備校所定の解約等申入書

III.　お客様の保護者様について、死亡、重大な心身の疾病、勤務先の倒産等により、受講することが不能又は著しく困難となった場合
・福岡看護医療予備校所定の解約等申入書

IV.　その他の個人的事由により、受講することが不能又は著しく困難であるとお客様ご自身若しくはその法定代理人等が判断した場合
・福岡看護医療予備校所定の解約等申入書

C　前項のお申し入れは、原則としてご本人様又はその相続人が行うものとします。但し、ご本人様又はその相続人が申入れを行うことができない場合は、その代理人により行うことができますが、前項各号に定める書面に加えて以下の書面の提出が必要となります。

I.　法定代理人による申入れの場合：代理権を証明する書面（戸籍謄本もしくは続柄が記載された住民票）

II.　任意代理人による申入れの場合：代理権を証明する書面
（ご本人様の実印が押捺された福岡看護医療予備校所定の委任状およびご本人様の印鑑証明書）

D　本条第 2 項のお申し入れに基づき、当社がお客様に返金する場合、返金額は次のとおりとします。
（1 円未満は切り捨てます。）

I.　受講申込後講座開始前（利用開始前を含みます。）の取消・解約等
講座開始前の取消・解約等により、当社がお客様に返金する金額は、下記のとおり算出します。
「受領済受講料」－「解約手数料」－「追加差引額」＝返金額

①　「解約手数料」は、3 万 5 千円又は「受領済受講料」の 20％に相当する額のいずれか高い額とします。

②　※「追加差引額」は、本項第 3 号に定める額とします。

II.　講座開始後（利用開始後を含みます。）の取消・解約等

①　講座開始後の取消・解約等により、当社がお客様に返金する金額は、下記のとおり算出します。
「受領済受講料」－「実施済受講料」－「解約手数料」－「追加差引額」＝返金額

（ア）「実施済受講料」は、取消・解約等のお申し出までに、本号 b.に定める「実施済」に達した講義の受講料に相当する額とします。

（イ）「解約手数料」は、「受領済受講料」－「実施済受講料」＝「基準額」として、5 万円又は「基準額」の 20％に相当する額のいずれか高い額とします。

②　※「追加差引額」は、本項第 3 号に定める額とします。

③　実施済とは以下の場合をいいます。

1.　**＜双方向映像授業の場合＞**
お客様が実際に受講したか否かにかかわらず、取消・解約等のお申し入れ時までに、当社が講義を実施したことをもって「実施済」とします。

2.　**＜「メディア講座」の場合＞**
お客様が実際に受講したか否かにかかわらず、取消・解約のお申し入れ時までに、「教材到着済」となっている講義については、「実施済」とします。

3.　**＜「Web 講座」の場合＞**

（ア）（1）教材提供を伴わない講座においては、お客様が実際に受講したか否かにかかわらず、「講義配信済」をもって「実施済」とします。

（イ）（2）教材提供を伴う講座においては、お客様が実際に受講したか否かにかかわらず、お客様が受講可能になったことをもって、「実施済」とします。すなわち、以下のイ、ロ双方を満たした場合に「実施済」とします。但し、教材が未発送であっても、配信済の講義をお客様が受講した場合には、「実施済」とします。

イ）お客様ご指定の発送先住所に当社がパンフレット等で教材提供場所を通学講座実施校と指定した場合に通学講座実施校に「教材到着済」となった場合、もしくはマイページ上に「教材アップ済」となっている場合

ロ）「講義配信済」である場合

④　前記 1～3 の複合形態によるコース・講座については、1～3 の講座区分に分けて、それぞれの受領済受講料について、前記 1～3 を適用し、実施済受講料を算出します。

III.　「追加差引額」とは、お客様が該当する事由に応じて、以下に定める額とします。
なお、お客様が複数の事由に該当する場合には、それぞれに定める額の合計額を追加差引額とします。

① <講座申込等を要件として特典の提供を受けた場合>
取消・解約等によって、特典（当社がお客様に対して、本規定に基づく講座・商品の購入・お申込等を要件として当該講座・商品等に付随して提供する、物品・金券・ポイント・講座・サービスその他の経済的利益の一切をいう。以下同じ。）の提供を受ける要件を満たさなくなった場合、特典の種類に応じて、以下に定める額を追加差引額とします。

1. ＜特典が物品である場合＞
提供した物品の販売価格相当額を追加差引額とします。なお、当該物品が一般には販売されていない場合には、当該物品の価格として合理的な額（「合理的な額」とは、同等の物品等が市場に流通した場合に、その価格として社会通念上相当と認められると当社が判断した額をいう。以下同じ。）を追加差引額とします。

2. <特典が金券である場合>
提供した金券の額面金額を追加差引額とします。

3. ＜特典が講座である場合＞
提供した講座について当社が設定した一般価格（福岡看護医療予備校　各校、通信部、にてお申込を受け付ける際の通常の販売価格をいう。以下同じ。）を追加差引額とします。
なお、当該講座に一般価格が設定されていない場合には、当該講座の価格として合理的な額を追加差引額とします。

4. <特典がサービスその他の経済的利益である場合>提供した特典の価格として合理的な額を追加差引額とします。

IV. 本項に基づき算出した返金額が 0 円未満となった場合には、次の方法で算出する支払額を、お客様から当社に対して、お支払いいただきます。
「実施済受講料」＋「解約手数料」＋「追加差引額」－「受領済受講料」＝支払額

V. 講座内容については、パンフレット、電話でのお問い合わせ等により、予めご確認下さい。

VI. 受講料をお支払いになった場合（第 4 条 2 項参照）の手違い（受付ミス等）については、当社は一切責任を負いません。

VII. 特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）が適用されるお取引の取消・解約については、特商法及び同法関連の政令・規則等の定めによるものとします。

VIII. お取引の取消・解約に伴い当社がお客様から教材等の返品を受ける場合、返送料はお客様にご負担いただきます。

IX. 本条に基づく返金請求権は譲渡することができず、また、その返金方法はお客様若しくはその相続人名義の金融機関の口座への振込の方法により行います。なお、振込手数料その他返金に必要な費用は、お客様にご負担いただきます。

第 4 条 【受講料のお支払】

A お客様は、申込書等に記載された受講料を、当社所定の方法により、所定の期日までに、当社に対して支払うものとします。

B　受講料の支払は、銀行振込、代金引換払い、によって取り扱います。
（申込方法・商品によってはご利用できないお支払方法があります。予めご了承ください）

C　銀行振込の場合、振込手数料はお客様のご負担となります。

D　双方向映像授業・通信講座の一部について、代金引換払いを実施しています。

第 5 条　【役務の提供～通信講座】

A　通信講座の教材類（以下、「通信教材」という。）の発送については、原則として、以下 I ・ II に従い、お客様ご指定の発送先住所とお客様本人のお名前を宛先とします。ご不在または宛先の住所にお住まいでないなどの事由で返送となった場合には、未受講の通信教材の預かり期間は、当該講座の受講期間終了日までとし、以降は廃棄いたしますので予めご了承ください。

I.　パンフレット等に発送日の記載があるものは、当該日程に基づき発送いたします。

II.　パンフレット等で発送日が確定していないもの、あるいは、パンフレット等の初回発送日を過ぎてからお申込がなされた場合は、講座申込手続完了日から 2 週間程度かかります。但し、在庫切れ等の場合には、1 ヵ月程かかる場合もございますので、お急ぎの場合等には予めお問い合わせ下さい。

B　通信教材に関するお取り替え（乱丁・落丁、録音不良等の場合）等の一切の請求は、受講期間終了日までとします。

C　講座担当講師については、途中変更が生じる場合があります。

D　当社がインターネットにより配信する講義・教材等のご利用可能期間は、スケジュール冊子・Web サイト等でご案内した当社所定の視聴・配信期限までとします。期限を過ぎると視聴の利用ができなくなりますのでご注意ください。

E　当社は、次の場合には、Web 通信講座の利用を制限する場合があります。これによりお客様の利用が制限された場合であっても、当社は責を負いません。

I.　当社が Web 通信講座を提供するシステムに関する技術上の理由により、一時的な使用制限が必要と判断した場合

II.　Web 通信講座の提供に必要な設備に故障が生じた場合

III.　停電、火災、地震その他不可抗力により、Web 通信講座の提供が困難な場合

IV.　その他、Web 通信講座を提供できない合理的な理由が生じた場合

V.　当社は、前項の規定により、Web 通信講座の利用を制限するときは、原則として当社のウェブサイト上に掲載する方法により受講生に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

F　当社は、本条第 E 項各号の事由、その他メディア供給事情等により、通信講座メディアを他のメディアへ変更することがあります。

第 6 条　【福岡看護医療予備校　教材の著作権】

A　福岡看護医療予備校　教材とは、当社が実施する各講座で使用するテキスト、レジュメ、板書、及び講義が収録されたメディア等、いかなる媒体であるかを問わず、文字・音声・画像情報のいずれかが記録されたものすべてをいいます。無料録音制度で講義を録音したボイスレコーダーの録音データや、インターネット等の回線を通じて視聴する講義の映像データ、音声データ、テキスト・教材等のデータも、これに含まれます。

B　前項の福岡看護医療予備校　教材の著作権、商標権等の一切の権利は、すべて当社に帰属します。

C　当社は、当社と受講契約が成立したお客様に対して、受講料等の対価として福岡看護医療予備校　教材を貸与し、お客様ご自身がされる学習の目的の範囲に限り、一身専属的にその使用権を与えます。お客様に貸与した福岡看護医療予備校　教材の著作権等の知的財産権をお客様に付与するものではないことはもとより、福岡看護医療予備校　教材について、お客様に対して、処分権限（管理・処分権限（譲渡・貸与・担保権の設定等）を与えるものではありません。

第７条 【不正受講等】

A　福岡看護医療予備校　教材について、以下の行為を禁止します。なお、当該行為によって、行為者が対価・利益を得たか否かを問いません。

I.　福岡看護医療予備校　教材を複製する行為

①　テキスト・レジュメ等を、受講生本人が学習に利用する範囲を超えて、紙媒体又はデータ化して複製し、または第三者に複製させる行為

②　テキスト・レジュメ等を、福岡看護医療予備校に無断で講座使用テキストとして使用する行為

③　Web 講座・メディア講座等を複製、保存し、または、そのデータを他人に譲渡する行為

④　その他、上記に準ずる行為

II.　福岡看護医療予備校　教材の、貸与・譲渡・共有・担保の設定等を行う行為

①　第三者に対して、メディア講座の全部又は一部を、貸与・譲渡（オークションでの売却、古本屋への売却等）・共有等を行う行為。

②　第三者に対して、Web 講座の ID・パスワードの全部又は一部を、貸与・譲渡・共有等を行う行為。

III.　福岡看護医療予備校教材の違法複製・違法アップロード・違法ダウンロード

①　福岡看護医療予備校教材の映像データ・音声データを複製する行為（記録媒体を問いません。）

②　福岡看護医療予備校教材の映像データ・音声データ（複製物を含みます。）を、データ共有サイトに掲載する等、インターネット上にアップロードする行為。

③　福岡看護医療予備校の許可なくインターネット上にアップロードされている 福岡看護医療予備校教材の映像データ・音声データ（複製物を含みます。）を、福岡看護医療予備校の許可なくアップロードされているものであることを知りながらダウンロードする行為。

④　その他、上記に準ずる行為。

IV.　その他、当社の著作権等を侵害し、当社とお客様との間の受講契約等に違反する行為

B. 双方向映像授業講座・Web 講座のいずれか 2 つ以上を同時に購入した場合には、それぞれについて該当する本条各条項を適用します。

第 8 条 【個人情報の取り扱い】

A 個人情報とは、お客様の氏名、年齢、電話番号、メールアドレス、住所、勤務先等の情報で、このうちの 1 つ又は複数の組み合わせにより、お客様個人を特定することのできる情報を指します。

B 当社は、個人情報の取得にあたっては、適法かつ公正な手段によって行い、不正な方法によって取得はいたしません。個人情報の取得方法は、ご本人から申込書等の書面にて取得する場合の他、Web サイトの画面や口頭等の方法にて取得いたします。なお、当社へのお客様の個人情報の提供は任意です。但し、ご提供いただけない場合には、適切なサービスが提供できない場合がありますので予めご了承ください。

C 当社が取得した個人情報は、原則としてお客様へのご連絡、商品、教材、特典等の発送、会員管理、受講ＩＤ・受講ＰＡＳＳの発行、講座運営に関連する目的、当社のサービス・商品・人材募集等のご案内、メールマガジンの配信、申込受付時の本人確認、割引対象確認、今後のサービス向上のための統計データの算出と分析、アンケート等の依頼、合格体験談の執筆依頼、講演依頼、アクセス状況の分析、その他前記に関連する目的の範囲内で利用いたします。

D 当社は、原則として、お客様の同意無く、第三者へお客様の個人情報を開示いたしません。

E 前三項の規定にもかかわらず、次の各号の場合には、当社は取得した個人情報を列挙した目的以外で利用し、または第三者への開示をすることがあります。

I. 法令に基づく場合

II. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

III. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

IV. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

F 次の各号の場合には、第 5 項に規定する第三者への開示に該当しないものとします。なお、当社が個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合、当該個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

I. 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

II. 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

III. 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

G　当社は、保有している個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示・内容の訂正・追加又は削除、利用の停止・第三者への提供の停止（以下、総称して「開示等」という。）について、以下のとおり規定いたします。

I.　当社は、お客様からの開示等の申請に誠実に対応いたします。手続は第 9 項記載のお問い合わせ先までご連絡下さい。その際、開示等手続についてご案内いたします。

II.　開示等にあたっては、当社所定の書類及びご本人であることを確認する証明書などが必要となります。なお、1 回の開示又は利用目的の通知の請求ごとに手数料金 1,000 円（税抜）が必要となります。

III.　当社は、次のいずれかに該当する場合は、当該申請に係る個人情報の全部又は一部について開示等を行わないことがあります。開示等を行わないことを決定した場合はその旨をお知らせいたします。

①　申請書に記載されている住所、本人確認書類に記載されている住所、当社の登録住所が一致しない場合その他本人確認ができない場合。

②　所定の申請書類に不備があった場合。

③　開示等の求めの対象が、当社に存在しない場合。

④　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

⑤　当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

⑥　他の法令に違反することとなる場合又は法令に基づく事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

H　当社では、情報セキュリティ委員会委員長が個人情報保護管理者を務め、お客様の個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止する保護策を講じています。なお、資格試験等に関連する講座・教材・サービスをご利用のお客様の個人情報の取り扱いに関するご意見・ご質問は、下記の連絡先にお寄せ下さい。

1.　福岡看護医療予備校　お客様相談室
電話：092-476-6300　　e メール：info@kango-iryo.com

第 9 条　【信義則】

お客様は、信義則に従って本規定を遵守するものとします。万一、お客様が本規定に違反したものと当社が判断した場合、又は、その他の行為によりお客様が当社の業務を著しく妨害したものと当社が判断した場合には、当社は何らの通知なくしてお客様との受講契約を即時解約し、今後お客様とのお取引をお断りすることができるものとします。
なお、解約に伴う返金額は、第 3 条 4 項の算式を準用します。

第 10 条　【不可抗力】

地震、火災・その他の天変地異等、止むを得ない事情による講義の中止、発送の遅延等については、当社は責任を負いかねます。

第 11 条 【変更権】

当社が必要と判断した場合には、いつでも本規定を変更することができます。変更内容については、当社ホームページ上において公表します。

第 12 条 【管轄】

万一、当社とお客様との間に争訟が生じた場合、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所といたします。

第 13 条 【施行日】

本規定は、2018 年 3 月 1 日より施行いたします。
本規定は予告無く改定する場合がありますので、予めご了承下さい。

改定 2018 年 3 月 14 日